

固定資産・物品の不十分な管理について

1 不適切な事象

令和2年11月、庭窪浄水場において守口市との施設共同化に向けて固定資産の有償譲渡を行うため、固定資産台帳と現物の照合調査を実施したところ、過去の工事等で固定資産が撤去されているにもかかわらず、除却処理が適切に出来ていない（会計処理もれ）ことが判明した。

このことから、局内の全所属において調査を実施したところ、複数の所属においても同様事象が確認された。

調査の結果を受けて、会計処理として令和3年度決算整理において固定資産の除却処理を実施し、特別損失として費用計上を行った。

なお、柴島及び豊野浄水場の調査に関しては、保有資産が多数あるため調査期間終了を令和4年度までとしたことから、令和4年度決算においても特別損失を計上する予定となっている。

【令和3・4年での特別損失額】 (単価：千円)

令和3年度	令和4年度	合計
220,914	487,066	707,980

また、保管品（5万円以上10万円未満の物品）の現物確認においては、令和3・4年度ともに台帳と現物の不一致が1所属ずつあった。

2 原因

- (1) 管理所管におけるずさんな固定資産管理
- (2) 工事担当課におけるチェック不足
- (3) 管理所管と工事担当課との間の不十分な引継ぎ
- (4) 固定資産管理にかかる関係職員の意識の希薄さ

3 再発防止

- (1) 固定資産管理業務にかかるマニュアルの作成と担当職員への周知徹底
- (2) 固定資産管理に係る各職場での内部統制の強化
- (3) 財務会計システムによる固定資産の管理方法の改善
- (4) 固定資産管理に係る関係職員の意識醸成

4 本事象を契機に確認された不備

- (1) 固定資産・物品に関する財務上の処理と現物管理のルール理解不足
(例) 財務上、固定資産に分類される機械器具・工具等の物品の管理ルールの不備

- (2) 管理対象の不正確な把握
 - (例) 大阪市水道局物品管理規程においては、管理の対象を貯蔵品と簿外資産としており、地方自治法の財産区分に即していない。
- (3) 執行機関と出納機関の役割の不正確な理解
- (4) 除却決定に関する手続きの不備

5 当面の対応

- (1) 現物管理の徹底
 - 令和4年度末の現物調査において、固定資産台帳、保管品台帳との照合を実施
- (2) 財務上の処理
 - 令和4年度決算において、特別損失の計上

6 全局的な固定資産・物品管理の再整備

- (1) 財務上の処理と現物管理を峻別した管理ルールの策定
- (2) 当該ルールの局内への浸透 (iGrafx の活用)

[参考] 令和4年度監査委員監査での指摘事項

(各所属における物品管理について)

- 各所属が実施する現在高調査の実効性を確認するため、物品台帳と物品の現物照合を現地で調査したところ、現物が確認できず、また、当該物品に係る不用の意思決定や備品台帳の修正に係る手続きが実施されていなかった。
- 現物が確認できなかった物品について、過年度または令和4年度に廃棄したとのことであったが、それを明確に示す文書は残っておらず、廃棄の処理が具体的に、いつ、どのように、どのような理由により行われたかが確認できなかった。
- 過年度に物品を廃棄した所属は、今回の監査に至るまでに、各部署において年度末の現在高調査を実施しているが、これらの物品が実在しないことを検出できておらず、物品担当課は各部署がそのような状況であることを把握できていなかった。
- 令和3年度末の現在高調査の際に、当該物品がすでに廃棄されていることを検出できていたが、調査を実施した担当者と物品管理担当者との間で意思疎通がうまく図られず、備品台帳の修正など必要な手続きが取られないままとなっていた所属もあった。